

# 名古屋港管理組合公報

平成20年8月1日  
(金曜日)  
第420号

規則 次

- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 1
- 港湾施設の使用停止告示 1
- 名古屋港管理組合海の日記念式典表彰正誤 2
- 公報第404号 2

**規則**

- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十年八月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

**名古屋港管理組合規則第十号**

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「四千百円」を「四千九十九円」に改める。  
別表第三常時介護を要する状態の項中「十万四千五百九十九円」を「十万四千九百六十円」に、「五万六千七百十円」を「五万六千九百三十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千三百円」を「五万二千四百八十円」に、「二万八千三百六十円」を「二万八千四百七十円」に改める。

**附則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」といふ。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」といふ。）第八条の二の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償（休業補償にあつては、当該療養の開始後一年六月を経過した日前に支給すべき事由が生じたものに限る。以下同じ。）の額の算定の基礎として用いる補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる補償基礎額については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第三の規定は、平成二十年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

**告示**

**名古屋港管理組合告示第24号**

次の港湾施設は、平成20年8月1日から当分の間、使用を停止する。

平成20年8月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷さばき地  
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積
金城ふ頭南部A荷さばき地 (金城南A)	1 級	63号岸壁及び65号岸壁隣接	平方メートル 11,249

## 雑 報

平成20年7月21日に、名古屋港の親しまれる港づくり、海事文化思想の普及に関し顕著な功績のあった下記の団体が表彰されました。

記

親しまれる港づくり功労	磯谷煙火工場
海事文化思想普及功労	社団法人中部産業連盟

## 正 誤

平成19年10月15日公報第404号1ページ左欄最終行から8行目「第八条」は「第八条①」の誤り。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合